

護 介 所 通 程 規 營 運

社会福祉法人 恕心福祉会

加古川さくら園デイサービスセンター

通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恕心福祉会が開設する加古川さくら園デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者(以下「通所介護員等」という。)が社会性孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 加古川さくら園デイサービスセンター
- 二 所在地 加古川市東神吉町神吉字北山1 8 4 4－5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- 二 生活相談員 2名 (ただし、2名が同日に勤務した場合、内1名は介護員を兼務する)

- イ 事業の改善、企画、統計及び調整に関すること
- ロ 諸会議の開催及び記録
- ハ 利用対象者の処遇の統括管理に関すること
- ニ 利用者の利用の有無及び送迎に関すること
- ホ 市町及び福祉関係機関との連絡調整
- ヘ 利用料金の収受、入金及び各サービスの利用実績についての記録、事業所に関する事務

- 三 看護職員 (ただし、特別養護老人ホームの看護師が兼務することがある)

兼 機能訓練指導員 2名

イ 利用対象者の健康管理及び介助介護に関すること

ロ 利用対象者の日常動作訓練、衛生管理及び関係備品の管理

ハ 利用者の機能訓練指導に関すること

四 介護職員 6名（兼 相談員を含む）以上

イ 寮母等は利用者の送迎及び食事、入浴等の介助を行う。

ロ 日常動作訓練、生活指導等に関すること

ハ 娯楽、行事及び催し物等に関すること

ニ 家族等との連絡に関すること

ホ 調理、栄養管理及び配膳に関すること

ヘ 給食材料及び配膳に関すること

ト 食中毒の防止、衛生管理及び給食設備、備品、食器、調理器具、消耗品類の管理に関すること

チ 利用者の送迎のためのリフト付きワゴン車等の運行に関すること

リ 車両及び備品、消耗品類の管理に関すること

ヌ 事業所施設内外の環境整備、整理整頓、清掃に関すること

ル 勤務割当、休暇、欠勤、時間外、休日勤務、出張、研修に関すること及び必要な事務を行う

五 運転手 必要数

利用者の送迎に関することや、車両管理に関すること。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。）

三 上記にかかわらず利用者の希望があるときは、対応可能な範囲において相談に応じる。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

（指定通所介護の内容及び料金その他費用の額）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その基準により算定した費用の額から該当介護サービス費の額を控除した額の支払いを受ける。

（厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。）

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- 四 機能訓練
- 五 健康チェック
- 六 送迎

2 指定通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
- 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い、必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準又はサービス費用基準額を超える費用。
- 三 食事の提供に係る費用
- 四 おむつ代

前号に掲げるものの他、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、加古川市全域及び高砂市内の鹿島川以東の区域とする。

（サービス利用にあたって留意事項）

第9条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の状況を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時における対処方法）

第10条 通所介護員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画書を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第 12 条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 13 条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2. 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(高齢者虐待対策)

第 14 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- (2) 個別援助計画の作成等、適切な援助の実施に努める。
- (3) 職員が援助にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第 15 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 通所介護事業者は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恕心福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、平成２２年 ２月 １日から施行する。

この規則は、平成２２年 ５月 １７日から一部変更する。

この規則は、平成２４年 ４月 １日から一部変更する。

この規則は、平成２７年 １０月 １日から一部変更する。

この規則は、平成２９年 ４月 １日から一部変更する。

この規則は、平成３０年 ７月 ２０日から一部変更する。